

横浜市救急医療センター指定管理者公募にかかる質問事項に対する回答

平成17年11月18日 衛生局医療政策課

	質問項目	回 答
1	<p>■夜間急病センターの診療時間について 毎日20:00～24:00までとされているが、延長について、平日18:00～20:00、土・日・祝・年末年始16:00～20:00は応募者の提案により診療を行うことができることとする、という部分についてなぜ16:00～なのか。 ・16:00～というのは「夜間」というくりではないと思われる。 ・休日急患診療所は10:00～16:00 ・病院群輪番制は平日6:00～翌朝7:00、休日は10:00～17:00の診療時間</p>	<p>●休日等における休日急患診療所が概ね16:00に終了することから、それ以降、当夜間急病センターの診療が開始する20:00までの一次応需を、より充実させることに対して、応募者からの提案を受けたいとする趣旨です。</p>
2	<p>■検査・診療機器について 指定管理者が必要と考える検査・診療機器については、リース等により追加設置が可能か。</p>	<p>●必要と考える機器類については、指定管理料の範囲内で追加設置することを妨げません。 ただし、施設の改修等を伴う場合には、市の承認と指定管理終了時の原状復帰が条件となります。</p>
3	<p>■深夜帯廃止に伴う「観察室」の使用方法について 深夜帯廃止に伴い、「観察室」の一部は撤去し診療内容を拡充させるための施設等に改造することは可能か。</p>	<p>●「業務の基準」8頁の記載のとおり、市の承認と指定管理終了時の原状復帰を条件に改造可能です。</p>
4	<p>■神奈川県システム「QQパル」について 資料では「QQパル」の設置医療機関は111件とあるが、医療機関の設置先リストと、「QQパル」の表示内容・データ、またその更新方法と頻度についての資料。</p>	<p>●設置医療機関リストは神奈川県所有のデータのため、このホームページ上での公開ができません。リストは横浜市衛生局医療政策課で次の期間縦覧に供します。(縦覧期間:平成17年11月18日(金)～11月25日(金)午前8時45分から午後5時15分まで、土・日・祝日を除く)</p> <p>●表示内容は、①医療機関名、②応需可能診療科名、③空床数、④手術応需の可否です。</p> <p>●更新方法は、設置医療機関が毎日定時的に入力することを基本とし、応需状況に変化が生じた場合にも入力すると聞いております。</p>